

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(サブドレン他水処理施設の増設)に係る面談
2. 日時：令和5年11月30日(木) 10:00~12:30
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
森審査班長、石井安全審査官、山下安全審査専門職  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名(テレビ会議システムによる出席)  
プロジェクトマネジメント室 担当1名(テレビ会議システムによる出席)

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(サブドレン他水処理施設の増設)について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

##### <まとめ資料関係>

- 本変更認可申請における新設設備と既設設備の関係がわかるように示すこと。具体的には、まず敷地全体図を用いてそれぞれの設備の概要(各タンクの設置位置や配管の敷設ルート等)を示すとともに、拡大図を用いて個別箇所の詳細について示すこと。また、サブドレンにより汲み上げた水、地下水ドレンの移送・処理の流れがわかるように図の中に示すこと。
- 本変更認可申請は、津波によるサブドレン他水処理施設の機能停止のリスクに備えたものとのことだが、具体的にどのようなリスクが想定され、それに対して本変更認可申請において講じている対策により当該リスクがどの程度低減されるのか、その内容を具体的に明確に示すこと。
- 廃棄物発生量については、想定であり、今後の作業の状況によっては変わりうるものであることを明記すること。
- 集水タンクの残水処理等により1~2年程度は既設設備も使用するとのことだが、残水処理等の具体的な内容を示すこと。また、新設設備と既設設備の切り替えのタイミングや切り替えに向けてのスケジュール等についても併せて示すこと。
- 高台集水タンクを10基設置する理由として、10数年に1回程度の頻度で発生する可能性がある350mm/10日間の豪雨に対しても、サブドレン、地下水ドレンの汲み上げを維持し続けるため、とのことだが、高台集水タンク10基の貯留容量を前提で汲み上げを維持可能とする根拠と考え方の詳細を資料の中に示すこと。
- 耐震クラスの設定を踏まえた線量評価について、用いた評価式やパラメータを示すとともに、各パラメータの値とその意味についても資料の中で示すこと。

- 本変更認可申請に関して、実施計画Ⅲ章の内容に影響を及ぼすことがないか確認し、必要に応じてⅢ章の変更についても検討すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

## 6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（サブドレン他水処理施設の増設）
- 指摘事項リスト（まとめ資料への反映箇所）

以上